

かかわらず、その死亡した日の属する年度に死亡月の前月までに支給された額に月払年俸額を加えた額とする。

- 3 年度の途中に退職し、又は解任された常勤の役員（前項の規定に該当する者を除く。）の年俸は、退職し、又は解任された日（以下「退職日」という。）まで支給するものとし、当該年度の年俸の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職日の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 退職日が月の末日である場合 退職日の属する年度に退職日の属する月（以下「退職月」という。）までに支給された額

(2) 退職日が月の末日以外の日である場合 退職日の属する年度に退職月の前月までに支給された額及び月払年俸額を退職月の暦日の日数で除して得た額に退職月の初日から退職日までの日数を乗じて得た額の合計額

（一部改正 平成22年達第31号）

（通勤手当）

第4条の2 第2条第2項第2号（学長である副理事長を除く。）及び第3号に掲げる者には、通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当は月額で、その月の月払年俸額の支給日に支給するものとし、その支給にあたっては、職員給与規程第3章第5節の規定を準用する。

（一部改正 平成22年達第31号、令和4年達第36号）

（非常勤の役員の報酬）

第5条 非常勤の役員の報酬は、日額28,500円とする。

- 2 前項に規定する報酬は、非常勤の役員が業務の執行を行った日の属する月の翌月の給料支給日に支給する。

（一部改正 平成22年達第31号）

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める定め22)

る襲め行する定め

22が

て襲に程で第3第2の目果職ら 並り第第3第3の屋べ襲 空4第第3/ I)

22が

のに程で 3手和4第4第4日果日ら 屯纂行する『